

台東区帰宅困難者の避難シミュレーションに係るデータ整備業務

委託仕様書

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

本特記仕様書(以下「仕様書」という。)は、台東区(以下「委託者」という。)が委託する、台東区帰宅困難者の避難シミュレーションに係るデータ整備業務(以下「本業務」という。)について、受託者が遵守しなければならない作業の仕様を定めるものとする。

第2条 (目的)

台東区は令和5年3月に今後区が取り組むべき施策を明示した「台東区まちづくり誘導方針」を策定し、データを活用したまちづくり施策の検討や社会実験の効果検証等、EBPMによる施策検討、事業実施を推進することとしており、本業務では3D都市モデル等を活用した新たなユースケース開発を行うためのデータ整備を行うことを目的とする。

第3条 (疑義)

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、その取扱いを決定するものとし、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第4条 (提出書類)

受託者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届、工程表
- (2) 配置予定技術者の届出(経歴書・資格証の写し・過去の業務実績を証明する書類、受託者との雇用関係を証明する書類)
- (3) 業務計画書
- (4) その他、委託者が必要と認める書類

第5条 (秘密の保持)

本業務において、受託者は業務上知り得た全ての内容について、これを第三者

に漏らしてはならない。また、この契約が終了または解除された後においても同様とする。

第6条 （配置予定技術者）

本業務を担当する配置予定技術者は、高度な技術と十分な実務経験を有した技術者とし、受託者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいることとする。

第7条 （打合せ等）

受託者は、本業務実施期間中、打合せを密に行うものとし、進捗状況に応じ、随時報告をしなければならない。また、作業打合せの際、「打合せ記録簿」に記録し、相互に確認しなければならない。

第8条 （成果品の帰属）

本業務の成果品については、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく複製、貸与、流用及び廃棄してはならない。また、受託者が成果品に関する著作権等を有する場合においても、委託者及び委託者指定の物に対してこれを行使しないものとする。

第9条 （損害賠償）

受託者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害または公衆に迷惑の生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を委託者に速やかに報告し、受託者の責任において処理解決するものとし、これにかかる費用はすべて受託者の負担とする。

第10条 （不備訂正）

受託者は、本業務において不備が生じた場合は直ちに訂正し、また、納品後といえども仕様書及び関係規程等に反した作業が行われたと認められた場合、受託者の故意もしくは過失により不適格な成果品が発見されたときには、再度作業を行い訂正するものとし、これにかかる費用はすべて受託者の負担とする。

第11条 （品質確保）

受託者は、業務完了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合、速やかに委託者に報告し、自らの責任でこれを修正するものとする。

第12条（情報保護）

受託者は、貸与資料及び成果品に含まれる個人情報の取り扱いに際して、情報漏洩等がないよう対策を講じるものとする。

第13条（業務カルテ作成・登録）

受託者は、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づく業務カルテを作成し、委託者の確認を受けた後にオンラインで提出しなければならない。また、登録後は（一財）日本建設情報総合センター発行の登録内容確認書を委託者に提出しなければならない。なお、業務カルテの提出期限は以下のとおりとする。

- (1) 受託時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、契約締結後 10 日以内
- (2) 完了時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、業務完了後 10 日以内
- (3) 変更時登録データ：登録データの変更のあった日から土・日曜日及び祝日等を除き、10 日以内

第14条（完了検査）

受託者は、前条における成果品について委託者の検査を受けなければならない。また、委託者は、成果品の検査の結果、仕様書または協議にて決定・変更した事項（協議簿に記載する）等との相違があると認めた場合には、期日を定めて受託者に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受託者の負担とする。

第15条（業務数量の変更等）

本業務完了後、または業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは作業数量に著しい増減が生じた場合は、委託者受託者協議の上本契約を変更出来るものとする。ただし、軽微な増減は変更を行わないものとし、その算出方法については委託者の変更仕様書に基づくものとする。

第16条（履行期間及び納品場所）

本業務の履行期間及び納品場所は以下のとおりとし、検査期間を含むものとする。

- (1) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 納品場所 台東区都市づくり部都市計画課

第17条（支払い）

業務終了後、受託者の請求に基づき、一括で支払うものとする。

第18条（ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等）

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること
- (3) できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

第19条（障害者差別解消法の遵守）

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

第20条（カラーユニバーサルデザインへの配慮）

本契約の履行に当たって、カラーユニバーサルデザインに配慮し、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体（ユニバーサルデザインフォント等）を使用するよう努めること。

第21条（道路交通法の遵守）

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

第2章 帰宅困難者の避難シミュレーションに係るデータ整備

第22条 (主旨)

本業務の実施後、上野地区及び浅草地区における地上部・地下街の3D都市モデルや人流データ等を活用し、帰宅困難者の避難シミュレーションを実施し、災害時における混雑・渋滞が予想される箇所の可視化や対策案の検証を行うことを予定している。

本業務ではその準備として、帰宅困難者の避難シミュレーションに係るデータ整備を行うことを目的とする。

第23条 (実施計画書)

本業務の実施方針、実施体制等を取りまとめ、業務計画書を作成する。

第24条 (シミュレーション対象範囲)

別紙のとおり

第25条 (シミュレーションに係るデータ整備)

第22条に掲げる帰宅困難者の避難シミュレーションを実施する上で、シミュレーション対象範囲の滞在人口推計等に必要な下記データ整備を行う。

(1) 人流調査 (実地計測)

なお、対象範囲への流入流出量が把握できるよう5ポイントエリア以上での計測を行うこと。

(2) GPSデータの購入

対象範囲へ来訪する人流の属性が加味できるデータであること。また、地域の特性を考慮し、混雑状況や季節など3パターン以上の比較検討が可能なデータを用意すること。

(3) 建物の耐震性に係る現況調査 (建築概要書・GISデータより)

(4) 避難場所・避難施設に係る現況調査

(5) 帰宅困難者の安全確保を図るために必要な基礎資料の収集

(6) その他、当該シミュレーションに必要な資料収集及び整理

第26条 (国土交通省との協議等支援)

「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」の活用にあたり、そのための必要な資料作成、協議・検査への同席等の支援を行う。

第3章 成果品取りまとめ等

第27条（業務報告書の作成）

本作業は、第25条から第26条までに作成した作業内容を取りまとめた業務報告書を作成する。

第4章 成果品

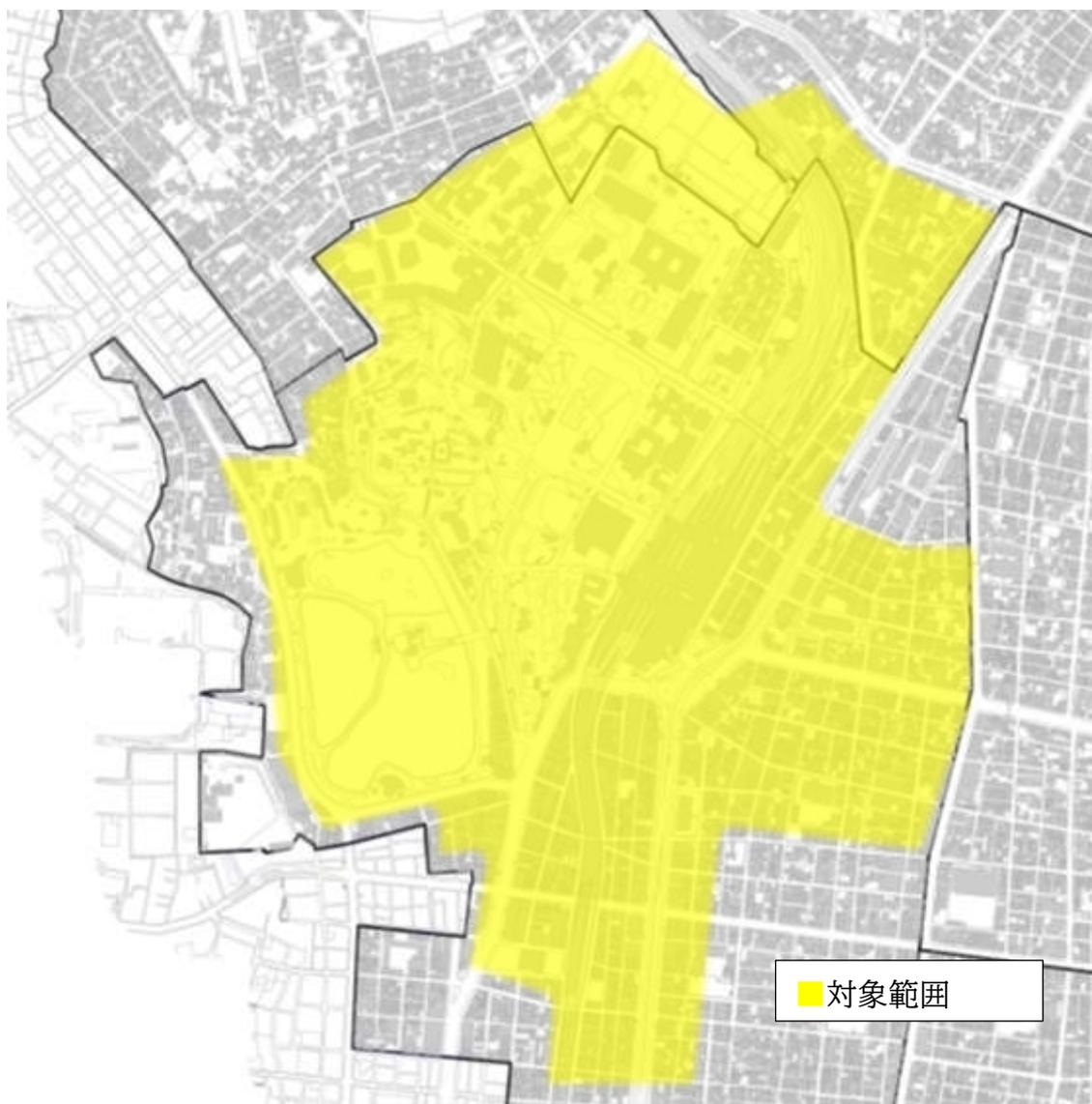
第28条 成果品

本業務における納入成果品は以下のとおりとし、業務に係る各全ての電子データは外付け HDD に格納し、納品するものとする。

成果品一覧

No.	成果品	数量	単位	備考
1	シミュレーションに係るデータ	1	式	
2	打合せ記録簿	1	式	
3	業務報告書	1	式	
4	その他受託者・委託者協議の上必要とする資料	1	式	

別紙 シミュレーション対象範囲



上野地区



浅草地区